

長野県県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託契約書（案）

委託者 長野県知事 _____（以下「委託者」という。）と受託者 _____（以下「受託者」という。）は、次の条項により、県営住宅退去者の滞納家賃、駐車場使用料（以下「滞納家賃等」という。）の回収業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受託者は、秘密情報の漏えい等の事故が生じた場合は、委託者に、直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

（業務）

第2条 業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 県営住宅退去者滞納家賃等回収業務
- (2) 業務の内容 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第158条の規定に基づき、県営住宅等に関する条例（昭和35年長野県条例第33号。以下「条例」という。）に規定する家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃等の回収事務を委託する。詳細は別紙仕様書のとおりとする。

（履行期間）

第3条 業務の履行期間は、平成30年__月__日から平成31年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 受託者は、契約保証金_____円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

- 2 委託者は、第13条の規定による検査に合格し、委託者への入金が確認された後、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

契約保証金を免除する場合

第4条 契約保証金は_____円とし、その納付は免除する。

- 2 受託者が契約を履行しないときは、納付させないこととした契約保証金相当額を違約金として委託者に納付しなければならない。

（関係法令等の遵守）

第5条 受託者は、条例、県営住宅等に関する規則（昭和44年長野県規則第30号。以下「規則」

という。)、財務規則(昭和42年長野県規則第2号。)、この契約書及び別記個人情報取扱特記事項又は委託者の指示するところに従い、信義を守り誠実に委託事務を履行するものとする。

2 受託者は、受託に係る家賃の回収をしようとするときは、携帯している身分を示す証票又は掲示している権限を証明する書類等を示して、これを行わなければならない。

(滞納者関係情報の受け渡し)

第6条 委託者は、委託しようとする家賃について、納入義務者の住所(退去先が判明しているものに限る。)及び氏名、回収すべき金額(滞納した年及び月毎に整理したもの)等回収に必要な事項を受託者に通知するものとする。

2 委託者は、委託後に新しい情報を入手した場合には直ちに受託者に連絡することとする。

3 受託者は、委託者より提供を受けた資料については、善良なる管理者の注意をもって管理、保管するものとする。

(受託債権の回収について)

第7条 受託者が行う債権の回収について、収納行為を第三者に取り扱わせる場合については、受託者の責任において取り扱わせること。

なお、収納行為を取り扱わせた第三者の責めに帰すべき理由によって収納事故が発生した場合については、受託者及び第三者が責任をもって処理すること。

(委託収納金に係る収納状況の報告及び入金を受け渡し)

第8条 受託者は、納入義務者から受託にかかる滞納家賃等を回収したときは、当該納入義務者に対し、委託者が指定する領収書を交付しなければならない。ただし、当該納入義務者が、受託者の指定した銀行口座に入金したときはこの限りでない。

2 受託者は、回収した現金にかかる情報を、一月ごとに受託債権管理報告書によりとりまとめ、翌月5営業日までに委託者に報告することとする。ただし、平成31年3月分については、平成31年3月31日までに委託者に報告することとする。

3 受託者は、収納した現金を、前項の報告を受けて委託者が作成、送付する納入通知書により、翌月20日までに納入しなければならない。

4 債務者が直接委託者に支払いをした場合には、委託者は、受託者に速やかに文書で連絡するものとする。

(収納金の保管方法)

第9条 受託者は、収納した現金を委託者が送付する納入通知書により払い込むまでの間、金融機関への預金(決済用預金とする。)により保管しなければならない。

(委託処理費用の徴収禁止)

第10条 受託者は、理由の如何を問わず、委託事務を遂行するに際し、必要な費用を債務者から徴収してはならない。

(委託手数料の支払)

第 11 条 この契約に係る収納事務委託手数料の額は、予算に定める額を上限として、当該委託によって委託者が収納した金額の 100 分の () に相当する金額 (消費税及び地方消費税を含む。) とする。なお、一円未満の端数は、これを切り捨てる。

2 委託者は、受託者に対し、前項の収納事務委託手数料を毎四半期受託者からの請求に基づき、適法な請求のあった日から 30 日以内に支払うものとする。

(収納に係る記録の整備)

第 12 条 受託者は、受託に係る滞納家賃等の収納の経過を明らかにした帳簿を備え、常に整備しておかなければならない。

(委託事務処理の検査)

第 13 条 委託者は、必要があると認めるときは、施行令第 158 条第 4 項の規定に基づき、委託に係る収納の事務について検査することができる。

2 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の委託事務の処理に関し、調査をし、又は状況報告を徴することができるものとする。

(一般、第三者及び不可抗力による損害)

第 14 条 委託者又は受託者は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、相手方に対し、それによって被った損害を賠償するものとする。ただし、委託者又は受託者の責めに帰することのできない事由から生じた損害については賠償責任を負わないものとする。

2 委託事務の履行において第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び委託事務の履行に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りではない。

3 前項の場合その他委託事務の履行において第三者との間に紛争が生じた場合においては、委託者と受託者が協力してその解決に当たるものとする。

(再委託の禁止)

第 15 条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別な理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(業務の中止)

第 16 条 委託者は、受託者に委託した債権について、委託を取りやめる必要が生じた場合は、受託者に対し書面にて申し出るものとする。この場合、受託者は速やかに当該債権について業務を中止する。なお、収納された金員の取扱いについては、個々の場合において、委託者と受託者が協議のうえ定めることとする。

2 受託者は、個別債権について、受託を取りやめる必要が生じた場合は、委託者に対し書面

にて申し出るものとする。この場合の取扱いについては第1項に準ずる。

(契約内容の変更)

第17条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、別紙仕様書記載の業務の内容及び履行期間を変更するものとする。

2 委託者は、前項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第18条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

2 委託者又は受託者が委託契約を解除しようとするときは、文書により相手方に申し出るものとする。

(談合その他の不正行為による解除)

第18条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第18条の3 委託者は、この契約の受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第 19 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は第 8 条第 2 項に規定する受託債権管理報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から業務を完了した日又は受託債権管理報告書を提出した日までの日数に応じ、契約代金に対し年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第 11 条に規定する期限までに委託手数料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託手数料に対し年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第 18 条から第 18 条の 3 までの規定により契約が解除されたときは、第 4 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第 1 項又は第 3 項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(情報漏えいによる損害賠償)

第 19 条の 2 受託者の責めに帰すべき事由によって情報漏えい、拡散等による損害が発生し、委託者がこれを賠償した場合は、受託者は委託者が賠償した額に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 20 条 受託者は、第 18 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 18 条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(委託関係書類の引継)

第 21 条 受託者は、委託契約の解除があった場合においては、委託者の指示に従い、委託に関する書類を委託者に引き継がなければならない。ただし、5 年間は帳簿書類を保存するものとする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 22 条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者の記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成30年__月__日

(委託者) 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事

(受託者)

[別記]

個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受託者は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4 適正管理

受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 利用及び提供の制限

受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に使用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

6 複写、複製の禁止

受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

7 再委託の禁止等

受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

8 資料等の返還等

受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

10 保護措置の報告

委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行にあたり個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示をすることができる。

11 実地検査

委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

12 事故報告

受託者は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

収 納 委 託 証 明 書

住所又は所在地

氏 名

上記の者は、長野県の県営住宅退去者滞納家賃等の収納事務の委託を受けた者であることを証明する。

平成 年 月 日

長野県知事

印

(委託の期間)

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

- 注1 この証明書は、歳入金の収納をするとき、納入義務者の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 2 この証明書は、委託契約の解除があった場合速やかに長野県知事に返還しなければならない。
- 3 この証明書を亡失したときは、速やかに長野県知事に届け出なければならない。

身 分 証 票

(表面)

第	号
写真	身分証票
	住 所
	氏 名
	(生年月日)
上記の者は、長野県の県営住宅退去者滞納家賃等の収納事務の委託を受けたものであることを証明する。	
年	月 日
長野県知事	印

備考 受託者が法人の場合で、その所属職員に交付するときは、この様式に準じて作成する。

(裏面)

注意	1 この証明書は、歳入金 of 収納をするときは常に携帯し、納入義務者に呈示して現金を領収しなければならない。
	2 この証明書は、委託契約の解除があった場合速やかに長野県知事に返還しなければならない。
	3 この証明書を亡失したときは、速やかに長野県知事に届けなければならない。

受 託 債 権 管 理 報 告 書

年 月 日

様

収納受託者

住所又は所在地

氏名又は名称

印

下記の金額を収納しました。

記

- 1 収納金額 円
- 2 収納期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 収納内訳 以下のとおり

番号	納入義務者		収納委託額 円	収納額 円	収納年月日	備考
	住所	氏名				
計						

- 注 1 収納年月日欄には、納入義務者が銀行、郵便局、コンビニの窓口等に納入した日を記載すること。また、収納額及び銀行等の窓口で収納した日がわかる証拠書等を添付すること。
- 2 上記の情報が含まれている場合には、この様式に準じて報告することができる。